

平成29年9月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	矢吹貢一
委員会開催日	平成29年9月28日(木)
所属委員	〔副委員長〕高宮光敏 〔委員〕 大場秀樹 宮本しづえ 今井久敏 宮下雅志 亀岡義尚 遠藤忠一 小桧山善継



矢吹貢一委員長

(1) 知事提出議案：可 決・・・30件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(9月28日(木))

宮本しづえ委員

訴えの提起について、ここに至るまでの経過をもう少し詳しく聞く。部長の提案理由の説明では、居住の実態がないと
のことであったが、この実態のない状況はどのように確認しているのか。

建築指導課長

議案第53号及び第54号の訴えの提起について、経緯を説明する。両者とも今回訴訟の議案を提出しているが、2人とも
平成27年度から借り上げ住宅ではない別の住宅に既に転居しているとの情報があつた。このため県と避難元の市町村とで
28年3月から連絡をとり、本人に対して明け渡しの請求を行ってきた。28年度も訪問、電話連絡及び文書等で再三にわたり
明け渡しを請求してきたが、改めてことし7月に8月10日までの明け渡しを求め、さらに、明け渡さない場合は訴訟を
行う旨も本人に連絡した。しかし、これまでに本人からの連絡及び相談は一切ない状況である。

宮本しづえ委員

今の説明は2件とも同じ状況と理解してよいか。また、求める家賃の総額は幾らか。

建築指導課長

議案第53号及び第54号とも、平成28年3月から連絡がとれて、同じように交渉してきており、経緯については同様であ
る。

賃料については、県と入居者、さらに大家と借り上げ住宅の契約がことし3月31日までであるため、それ以降の賃料相
当額を求めるものである。議案第53号については家賃が6万円、第54号については家賃が9万円であるため、明け渡しま
でに要する月数をこれに掛けることとなる。民間賃貸住宅であり、県としては次の月まで家賃を支払うため、その分の家
賃について、例えば、10月までに明け渡しがあれば、11月までの賃料を請求することとなる。

今井久敏委員

土13ページの都市公園事業費でエネルギー構造高度化・転換理解促進事業の説明があった。この件と土31ページのエネルギー構造高度化・転換理解促進事業、県中浄化センターの話であったが、それについて詳しく説明願う。

まちづくり推進課長

まず、土13ページのエネルギー構造高度化・転換理解促進事業は、あづま総合運動公園において太陽光発電設備を導入するための経費である。主な内容としては、あづま総合運動公園内の体育館の屋根、公園内のサイクルスポーツ広場、さらには体育館前の乗降所への太陽光パネルの導入について、今年度は実施設計及び一部工事の実施を計上しており、その総額9,000万円である。

下水道課長

土31ページの流域下水道整備費のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業は、郡山市にある県中浄化センターで下水の放流水と阿武隈川との落差を利用し、小水力発電を行うものである。今年度は基本設計と採算可能性調査を行い、採算可能性があった場合は平成30年度に向けて事業化を図る内容である。

今井久敏委員

両方とも発電量はどのぐらいの見込みか。また、売電するのか、もしくは自分で全部使うのか、詳しく説明願う。

まちづくり推進課長

あづま総合運動公園に導入予定の太陽光発電設備について、電力はトータルで約320kWを想定している。これによる電力削減効果は、年間約4,000万円ほどを見込んでいる。

下水道課長

県中浄化センターの小水力発電については、今年度基本設計を行うため確定しているものではないが、現在の想定としては約20kWの発電量で、年間200万円ほどの電気料の削減効果がある。こちらは売電ではなく浄化センターで使用する予定である。

まちづくり推進課長

先ほどの説明で、年間の電気料の削減金額を約4,000万円と述べたが、年間約440万円である。また、売電は見込んでいない。

宮本しづえ委員

小水力発電は設備投資に金がかかると聞いた。売電すれば年間200万円ぐらいの電力とのことだが、設備投資はどれくらいか。費用対効果はどのように考えればよいか。

下水道課長

今年度に基本設計を行うため、確定したものではないが、想定した整備費は3億円程度である。大体20年で償還することとなるが、その内容も含め、採算性調査もあわせて行う。当然赤字の状況では工事に着手しないため、今年度その判断もあわせて行う。

宮本しづえ委員

一つは、部長説明でもあった復興住宅の申し込みについて、ようやく帰還困難区域以外の区域についてもあきがあれば募集するとのことであった。あきがある復興住宅は幾つかあると思うが、この解釈について、今回の募集についてそうするのか、今後あきがある住宅については、順次申し込みを受け付けていくのか。

建築住宅課長

先ほどの説明のとおり今募集を再度行っている。その募集結果を見てからであるが、現状では、相双及びいわき地域であきが多いため、当面は相双及びいわき地域の復興公営住宅の空き住戸について、避難指示が解除された方々にも拡大していこうと考えている。

宮本しづえ委員

当面は今課長が述べた区域に限定して対象者を拡大するとのことであるが、その地域だけか。

建築住宅課長

今回の募集結果を見てというところもあるが、当面はそのように考えている。2つの地域についてのみ拡大を検討していきたい。

宮本しづえ委員

希望があればほかの団地についてもぜひもっと柔軟に対応してほしいので、なお検討願う。

もう一つは、いわき市遠野地区に風力発電の計画の申請が集中して出されている。土木部でも恐らくそれぞれの計画について、砂防法や土砂災害防止法などのさまざまな法律に基づき個別にアセスメントなどの審査を行い、さまざまな判断をすることになると思うが、遠野地区だけで60基ぐらいの風力発電が集中すると思われる。そうすると、個別の計画の審査だけでよいのが問題となってくるのではないか。そのような大規模なものが同じ地域に集中して出てきたときに、その地域の環境にどのような影響が出るか、複合的な見方が必要になってくると思う。そのような審査がきちんとなされる状態にしなくてはならないと思うが、現状としてそのような保障はあるのか。そのような仕組みがきちんとなるのか。

砂防課長

砂防課では、まさに砂防関係法という個別法に基づいて確認している。例えばいわき市の例では、環境影響評価であれば環境共生課が窓口となって庁内の連絡会議等を設置しており、関係課に対する意見を集約し、事業者に対して回答する仕組みになっている。その中で我々としては、しっかりと個別法に関連した回答をする。

宮本しづえ委員

一つの計画に対して、土木だけでなく森林関係などいろいろな法律があるため、環境共生課が窓口となって協議することだと思う。それは当然必要だが、今回のように例えば3つの大規模な風力発電が地域に集中してあるときに、この3つをまとめて、どのような影響が出るかを総合的に判断する仕組みがもう一つ必要ではないかとの意味合いである。今の連絡会議でそこまできちんとしてできるのか。

砂防課長

ただいまの件は、あくまでも砂防課としての対応であり、ほかの関係課もそうだと思うが、関係法に基づき確認している。全体の調整に関しては答えられないため、申しわけないが、関係する部局に確認願う。

宮本しづえ委員

先日、遠野地区の住民から要望があった。急傾斜地などが結構多く、地すべり災害が起きるのではないかと、あるいは地下水系が変わってしまい、井戸水の利用ができなくなるのではないかなど、地元の方々はさまざまな不安を持っている。これは県主導の計画であるため、このような集中立地の場合に、地元に対してどのような影響が出るかを総合的に判断、検討する仕組みはどうしても必要だと思う。

土木部関連のところを見ても、そのような観点での審査が当然求められているため、窓口は環境共生課であっても、庁内で総合的に判断できるものをぜひ考えるべきと土木部からも提起願う。きょうのところは提起にとどめるが、これは重要な課題だと思うのでよろしく願う。

亀岡義尚委員

少子高齢化、人口減少社会が相当進展してきた。会津もそうであるが、私の地元の伊達地方あたりもそういった状況で、私もこの委員会に初めて所属したときに、2年間では大きな課題になるということで空き家について問題提起した。

市町村もいろいろな調査をしているようだが、まず、県としてその点について、どのような対策をしているか。また、それに向けての調べ等があれば聞く。

建築指導課長

空き家については、建築指導課で空き家対策特措法を所管しているため、その概要について述べる。

建築指導課で県内市町村及び関係団体との連絡会議を持っている。これまで5回開催しており、各市町村が持っているさまざまな課題や国の施策等について互いに情報共有しながら空き家対策を進めている。これまでに市町村で空き家の実態調査等を実施しており、これについて県が平成28年度まで補助事業で支援していた市町村もある。県の補助がなくても今年度までに空き家対策の計画を策定しようとする市町村は30市町村であり、今後も県としては策定について指導し、全町村が計画を策定できるよう支援していきたい。

また、26年度から空き家活用のため、定住・二地域居住とも関連し、県外から県内に移住する方の空き家改修等について、リフォーム費用を補助するなどの空き家ふるさと復興支援事業も行っている。市町村に対してこの事業を案内するとともに、県外から県内への移住等についても、空き家の活用を図りながら進めている。

亀岡義尚委員

今引き続きとの話があった。私はこの間、千葉県などの関東圏のテレビを見ていたが、行政の支援を受けながら空き家を活用し、すばらしいアトリエに仕立てて生き返らせ、それにスポットが当たっていた。

今調査中であるが、恐らく県の土木部職員は優秀であるため、先んじてそういった仕掛けなどもしていると推察する。喫緊の課題でもあり、また空き家を放っておけば火事などの事故、事件等いろいろな問題も懸念されるので、そういった対策もぜひ願う。

次に、土地の問題について聞く。これも人口減少による社会構図の大きな変化で、農林水産部が所管する農地の弾力的な運用等も政府では報道されているとおりで。あわせて都市計画も関連し、そういった中で、県内7つの生活圏ごとに巷間聞いているが、いわき方部でいろいろ作業が始まったとのことである。都市計画の見直しなど、市街化区域及び市街化調整区域を含んだこれからの展開を聞く。

都市計画課長

これからの土地利用、市街化区域及び市街化調整区域等についてである。委員指摘のとおり、人口減少等を踏まえ、県

ではコンパクトな市街地づくりを基本的なビジョンに定めており、それに合わせていわき市の都市計画区域マスタープランについて、市街化区域及び市街化調整区域の一部見直しも含め、現在策定を進めている。

平成16年に都市計画マスタープランを策定し、震災前に見直しを行おうとしていたが震災で一時中断した。震災後、会津地方と中通り地方については26年に見直して現在施行中である。今回は浜通りということで、相馬地方といわき市について見直し作業を進めており、間もなく区域のマスタープランと線引きの見直しを図っていききたい。

亀岡義尚委員

農地の転用等、政府でも動きがあると承知しているが、それについて土木部としてはどのように見ているか。

都市計画課長

農地転用は農林水産省所管であり、農地転用をスムーズに行うための農村地域工業等導入促進法の改正がなされたと聞いている。内容としては、農業従事者のために一定の目的に応じたものであれば農地を転用するものであり、都市計画については従来どおり市街化区域及び市街化調整区域等を定めているため、それに従って適切に運用していく。

亀岡義尚委員

今の話を聞くと、農地は農林、土木は土木である。そうすると縦割りの弊害が出るのではないか。やはり両者一体でその地域をどうしていく、どのようなまちづくりをしていくというものがあってしかるべきである。当然、連携室など部局横断で一緒にその地域を考えていく必要があるのではないか。

都市計画課長

委員指摘のとおり、平成21年に県の都市政策ビジョンを作成している。その中で、都市と田園地域の共生ということで、都市とその周辺の農村地域が互いによりよい環境となるようビジョンを定め、それに基づき区域マスタープランを策定している。そのため、農地だからそれは農林水産だということでは決してなく、互いに連絡調整しながら進めていく。

宮下雅志委員

繰り越しについて聞く。今回も事業の繰り越しが議案となっており、出先機関の各事務所を見ると、多いところでは予算の繰り越しが半分程度のところも見受けられる。当然解消には向かっているし、復興需要も少しずつ落ちつきを見せている中で、各事務所の予算は過去最高を更新し続けているようだが、その中で繰り越しが相当額出ている、それを解消していつている。相当な努力をしていると思うが、まず、繰り越しの重立った要因とその解消に向けた取り組みを聞く。

土木企画課長

繰り越しの現状について説明する。今回9月補正で計上した繰越予算総額は約90億円である。9月定例会に上程する繰り越しのほとんどは、当初、年度早々に発注する計画で予算計上していたものの、先立つ用地取得のおくれによりその後の工事発注では適正な工期がとれない場合に繰り越しの承認を求めた上で、議決後、年度をまたがる発注を行うものである。

今回は5割強が復興道路関係予算で、金額では50億円程度であるが、10億円が復興公営住宅の保留解除分である。残りが河川海岸や災害復旧に関するものであるが、これが数年前はほとんどが災害復旧事業であった。災害復旧事業が以前と比べ減ったのは、用地取得がかなり進み、年度途中での繰越提案が少なくなってきたためである。逆に、道路事業は福島復興再生道路を中心にこれからが山場である。まさに用地取得も今ピークの時期を迎えており、そのような関係でどうしても道路関連の金額が多くなっている。

そのほかの繰越要因として、工事の際にさまざまな不確定要因が出ることもあるが、やはり非常に多いのは用地取得が見込みよりおくれることによる繰り越しである。災害復旧事業は用地取得がかなり進んできたこともあり、繰り越しの年度最終額は平成27年度がピークであった。28年度は若干下がっており、今後、福島復興再生道路の用地取得が進んでいくため、その要因による繰り越しは下がっていくと考えている。出先機関における用地買収は、かなりの努力をしている。本庁としても、例えば、取得困難な土地への土地収用法適用などさまざまな手法を活用し、できるだけ用地取得が円滑に進むよう出先機関と一体となって課題解決に努めている。

今後できるだけ繰り越しが少なくなるよう本庁と出先機関が一体となって考えていきたい。

一方で副次的作用として、繰越制度が年度の工事発注を平準化していることもある。次の年に発注するよりは、平準化と早期発注の意味を含めて年度途中で工事発注する場合もある。

宮下雅志委員

今課長が述べたとおり、そのような状況では本庁と出先機関の連携がすごく大事であり、出先機関だけの責任で対処するのではなく、本庁も一体となって取り組むべき課題と感じている。

そのような形で手間のかかる仕事を一体となって進めていくとのことだが、その中で気になるのが、職員の負担が非常に重くなっていることである。その辺の健康管理を含めてしっかりと現場の職員の労働環境を気にしてもらわないと、負担がかなり重くのしかかっていくと思うが、その点に関して、健康面の気遣いはしているか。

土木総務課長

各家庭や個人の生活を優先する考え方であるワーク・ライフ・バランスに県庁を挙げて取り組んでいるが、土木部においても、復旧・復興への取り組みを優先しつつも、このワーク・ライフ・バランスの実現がひいては仕事の効率化につながるとの考え方から、部を挙げて取り組んでいる。

そのような中、一つの指標として超過勤務時間の縮減に大きく取り組んでおり、昨年度との比較であるが、具体的にはことし7月末現在、時間ベースで15.2%の減となり、係員1人当たりの超過勤務時間縮減率も11.9%という数字が上がってきている。今後とも効率のよい仕事を具体的に進めながら、超過勤務時間縮減、ひいては、職員の健康管理に寄与するため、部を挙げて取り組んでいく。

宮下雅志委員

減少傾向にあるとのことなので、引き続きそういった対応を願う。

あと一つ気になるのは、やはり特定の係や人に仕事がぐっとのしかかっている状況もあると思うので、しっかり取り組んでほしい。

もう1点は、出先機関によって健康診断の要精検の受診率が非常に低い事務所もあると聞いている。一番危惧されるのは、要精検の結果が出ても、休みをとれない事務所の雰囲気では結局精密検査に行けないことである。その辺をきめ細かく勧奨するなり、事務所と本庁がいろいろ連携してそういった雰囲気づくりに努めてほしいが、どうか。

土木総務課長

仕事を効率的に進める上で、健康管理は最も重要なものの一つだと考えている。今年度の取り組みとしては、全体の所長会議や部の総務担当次長会議などの機会に、要注意、要精検の結果が出たら当然早く受診することを指導している。現在具体的な数字は把握していないが、重要な点として今後も強力に進めていく。

大場秀樹委員

県道のいわゆるフルーツラインの整備についてである。先般、一般質問でフルーツライン大笹生 I C から国道13号までの整備について紺野長人議員から質問があった。大笹生 I C から南側は、天戸橋など片側 2 車線から 1 車線になっているところや隘路になっているところがあり、その先には、今度開かれるオリンピック・パラリンピックの会場予定地であるあづま総合運動公園もあり、整備が望まれている。私も市議会議員時代から求めているが、改めて見直しなどを聞く。

道路整備課長

上名倉飯坂伊達線においては、委員指摘のように天戸橋工区と上八反田橋工区の 2 つを進めている。天戸橋工区については、平成29年度は用地補償を進めていく。地元に対しても丁寧に説明し、用地をできるだけ早く取得することによって事業の進展を図っていききたい。上八反田橋工区については、29年度は仮橋工事を進め、橋の工事に入れるように進めていきたい。

今後とも早期完成を図れるよう進めていきたい。